

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時50分)

お諮りします。休憩中に町長より「議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)」の提出がありました。この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)を日程に追加し、議題といたします。事務局は配付してください。

(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開催し、議案の取扱い等について審議してください。 (13時52分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (14時03分)

この議案の取扱いについて、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 議会運営委員会の報告を申し上げます。議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)の取り扱いについて、9月18日14時より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

議案第47号につきましては、委員会付託ということでお願いをいたします。委員会につきましては、11名で構成する一般会計補正予算審査特別委員会に付託をいたします。会期の変更はございません。

1番、議案の提案説明と細部説明を行い、説明が終わり次第質疑までを行います。その後、一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、付託をいたします。また、議長におかれましては、オブザーバーとして委員会に出席をしていただきます。以上でございます。

議 長 議会運営委員会の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御

異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは暫時休憩とします。休憩中に委員会の構成、委員長、副委員長の報告をお願いします。(私語あり)提案説明ですか。

すみません、町長の提案説明を求めます。

町長 議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)。令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,466万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費)第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は「第2表 継続費」による。

令和2年9月18日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願い申し上げます。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)について御説明をさせていただきます。

初めに、3ページをお開きください。第2表継続費の補正でございます。松田小学校整備事業における、令和2年度契約予定の校舎建設工事及び管理委託料について。複数年にわたる公共工事として、事業完了に数年を要する事業で、その総額及び年割額、期間が決まりましたので、ここで継続費として設定するものでございます。総額につきましては23億4,036万円、令和2年度年割額4億9,995万円、3年度18億3,641万円、4年度400万円でございます。この継続費につきましては、支出の権限まで付与されるもので、その年度に契約をする事業のみ設定するものでございます。

続きまして10ページ、11ページ、歳入になります。まず、寄一番地の利活用につきましては、町有地寄字一番地の売却に係る一般競争入札を8月28日に行ったところ、平成27年度に松田町土地開発基金で取得した土地の残りが落札し

たことに伴い、早急に土地の売買契約を締結するため、土地開発基金から一般会計で買い戻すための補正を提案するとともに、議案第46号での追加議案でお認めいただいた土地の売買契約に伴う補正予算を併せて計上させていただくものでございます。本件につきましては、寄一番地の国道246号線を挟んで、川音川側のですね、土地777平米の土地開発基金で取得した土地について、その売却収入、また、寄附を受けた国道246号線の上り線西側、湯の沢団地側の1万2,578.65平米の土地の売却収入となります。

それでは款17財産収入、財産売払い収入、不動産売払い収入、町有地売払い収入として、土地開発基金の取得した用地、売却額1,120万円と、寄附を受けた土地については1億9,100万円を補正するもので、併せて2億220万円の歳入の補正となります。

続きまして12、13ページでございます。総務費、総務管理費、財政管理費、積立金につきましては、寄附を受けた土地1万2,578.65平米の土地の売却収入の経費につきましては、今後の財産の維持及び買戻し特約など、長期にわたる財産の育成のために取得するための経費、いわゆる財政調整基金条例第6条第1項第4号の規定により処分するとともに、今後のコロナ感染症による第2、第3波の対策、併せて自然災害など緊急対応を含めてですね、この売却額1億9,100万円を財政調整基金に積み立てるための歳出の補正でございます。また、土地開発基金で取得した777平米の土地の売却収入と同額の1,120万円の補正を行うものでございます。これは公有財産購入費として、土地開発基金からですね、一般会計で買い戻すための補正になります。今後、台帳補正をするとともに、土地開発基金の目的の公共に供する土地の取得による円滑な執行を進めてまいります。

続きまして、地方自治法施行令第144条に基づき添付するものでございます。14ページになります。こちらは継続費に関する調書を添付させていただきました。

以上、令和2年度松田町一般会計補正予算（第10号）について、御審議よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 1点、財産管理費、財政調整基金1億9,100万円の積み立てについて質問させていただきます。この件については9月11日ですか、議案第46号で、財産の処分ということで入った、議決した内容というふうに認識しております。ここで決算のときに、上程あったときに、私、発言して、町長と平行線だったので、そのことについて引き続き、申し訳ないですけども、くどいようですけども、質問させていただきます。

このときの議決は、迷惑施設、これを立地させないための禁止用途の規定、これについて売買契約書の17条にうたってあります。これについて違反した場合に、買戻し特約ということで、10年以内にこういった禁止用途のことを違反してやった場合は、町が買い戻しますよと。それが地域住民に対しての、私は担保だと考えております。それで前回、それは財政調整基金に使うべきではないと、土地開発基金に積み立てるべきだということでお話しして、平行線でありました。

そのとき町長は、しっかりした企業だから大丈夫ですよと、変なふうにはいかないだろうということ、財政調整基金でよろしいのではないかというお話だったんですけども、やはり私ども地方公共団体は、担保というものがが必要です。個人に例えれば、いや、私は元気だから、保険なんて掛けなくて大丈夫ですよという人は少ないと思います。何かあったときのために保険を掛けております。私はそれを、掛け捨ての保険でこのお金がなくなってしまうわけではない。ただ、たまたま積むところが財政調整基金ではなく、本来の目的である土地開発基金、公共の用に資することを目的とした基金に積み立てたほうがよいのではないかということで、前回のちょっと蒸し返しになって恐縮なんですけども、町長のお考えをお願いいたします。（私語あり）

政策推進課長 まずですね、寄附を受けた土地の売却に伴う収入の積み立てについて、まず説明をさせていただきます。まず、土地開発基金にまず積み立てていくということなんですが、まず土地開発基金の条例第1条、設置の目的がございます。この条例の目的ではございますが、いわゆる公用、もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地とあります。それとですね、また公共の利益のために取得する必要がある土地とあります。ここはで

すね、将来地方公共団体が使用することを前提に取得する土地というふうに、地方財務事務の提要にも書かれています。（「それはこの間、私が発言しています。十分承知しています。」の声あり）はい。すなわち、寄一番地の土地につきましては、買戻し特約事項が、10年間の間に違反行為や契約の解除が買戻しすることはできますが、再度、今、町の方針として、この土地を買い戻して今後処分するという方針がございます。この方針につきましては、売却を前提とした土地開発基金の取得することは、この基金の目的から反するというふうに、私はなると考えてございます。

また、土地開発基金に積み立てた場合に、特約期間がございます。10年間違反がなかったときに、積立額を速やかに処分し、一般会計に戻してすぐ使えるようになるかということがまずございます。土地開発基金がですね、この分類には定額運用基金となりますので、地方自治法の241条3項の適用は直接は受けませんが、土地開発基金条例に定める処分の方法によりですね、歳入歳出の予算を受けて一般財として使用することは可能とされておりますが、松田町土地開発基金条例においては、その処分の規定がないため、この一部の現金のみを処分し、一般会計に戻すことはできないというふうに解されてございます。すなわち、現在の規定では、処分を目的に、いわゆる買い戻しの後につきましては、設置目的の公共のためではないと取得することはできないというふうになるものでございます。

そして、なぜ財政調整基金に積み立てていくかということがございます。ここはですね、財政調整基金条例の第6条第1項第4号にですね、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるときに、いわゆる処分することができるという規定がございます。またですね、財政調整基金に積み立てる場合においては、一般会計で買い戻すことができるというふうな判断でございます。さらにですね、事業者がですね、今後事業が軌道に乗りですね、町民との話し合いを踏まえて、民法の買戻し特約を途中で解約することは、これは可能です。可能です。いわゆる5年後、6年後にですね、この特約を解除することは可能という形で、これは顧問弁護士にも確認はしてあるんですけども、そうしたときを含めてですね、特約期間の途中において想定さ

れることも踏まえて、財政調整基金に積み立てて、今後の不測の事態等の財源に充てていくという判断のもとに、町としては財政調整基金に積み立てていきたいというふうに考えるところでございます。以上です。

5 番 田 代 今の課長の説明、申し訳ないですけど、土地開発基金の目的、十分承知しております。それでお話しするのが、多分これ町の立場であるとなね、これからの財政計画で、松田小学校が数年で落ち着いてくるだろうと。建設ももう3年、4年たてば一つの区切りがつくと。併せてこれから新松田駅を、町長はスタートしようとしています。私、お話ししたいのは、新松田駅のときに進んでくると、公共用地の町の買取りというものが出てくると思います。専用通路をつくって、そこに町の施設ですから、町が買い取ると。そういうときに、この土地開発基金に積んでると使えるのかなと。

ここで矛盾点が、10年の期間があります。買い戻し特約の10年の期間。前回もお話ししたのが、信用できる業者であっても、やはり担保として、自治体はしっかりこのお金は確保すべきだというふうに、私、発言させていただきました。そのような中で、今回積み立ててしまうと、10年は触れないよと。10年以内に新松田駅の関係で、町が新松田駅の専用通路、そういったものの公共部分を買わなければいけないと、そういうふうな想定をしたときに、これがうまくお金が回るのではないかなと、そういう提案で、今回申し上げます。そこが、あとは議会との話し合いだと思うんですけども、初めの「よういドン」から少し落ち着くまでは、やはり寄字一番地の土地がどういうふうになるのかというのは、少し静観しなければいけないのかなと。静観した中で、3年、5年すればかなり落ち着くと思います。そうしましたら、この積み立てたお金に関して、公共用地のために積み立てたんだと。このお金を、本来であれば残りの買い戻し期間の担保の期間、5年あるけれど、もう大丈夫だと。議会の皆さん、このお金をぜひ新松田のほうに使わせてほしいというふうな形が、私はすごいきれいなのかなと。また、地域の住民、周辺地区の住民や寄地区の住民の方にも、10年間の特約、買い戻し特約、または禁止用途の町の対抗手段が、しっかり行政として説明責任を果たせるのかなと。そういうふうな考えで私はおりますけれども、町長、いかがでしょうか。

町

長 前回、今日という日を迎えるのは当然分かっていただけなので、それなりに勉強させていただいて、いただきました。おっしゃるとおりにも私です、今現在ある現金でさえも、ああ、あの駅の周辺のお金に使えるなというふうに踏んでるんです。それはそれとして、この土地開発基金の条例の話は今説明して、ぴんと来にくかったかなと。もう、この行政マン同士のやり取りだから、ここは分かってらっしゃるだろうと思いますけど。

一応私は、私もこれ勉強して、勉強してというか学んでですね、私を感じたことは、この土地開発公社、開発基金の中にお金を突っ込んでしまえば、この中でしかお金って使えないですね。この中でしかお金が使えないんです。だから災害のときに、不測の事態が起きたときに使えないんです。使おうとすれば、ここにある現金を貸付けができるんです。このね、繰替え運用ということになるので、そういった格好で行くなら、例えばおっしゃられるような格好で、例えば3年後落ち着いた、お金を使いたい。駅の関係というのもあるのは当然あるけど、そのほかに使えないんですよ、このお金って。といった面で考えれば、同じような感覚の中で財調にしっかりためていかないと、もうこの基金ばかり大きくなって、じゃあこの基金を、もうどうしてもお金が使いたいということになると、この基金条例を廃止して、昔で言うと公社をなくしたような状況にしないと、このお金が使えないということを考えれば、私の中での最終的な判断はですね、先ほど田代議員が言われたようなときも考えつつ、何をやるにしても財政調整基金の中に入れれば、1円動かすにしても予算化しながら、皆さん方に承認を頂きながらやっていくということになってくるので、例えば先ほど、どうしても土地が買いたいとか何とかってときに、この土地開発公社基金を使っても、ちょっと足りない分があるよということになれば、財調を崩してそこにやっていくよとかっていう手法ができつつ、いざ何どきに使えるお金がやはり動かしやすい、要は議会の皆さんの承認を得た後に動かしやすいお金が、その土地だけの目的じゃないところで使えるところに置いたほうが、私はより、町民の皆様方、また議会の皆さん方の承認が得られるんじゃないかということで、いろいろ勉強した結果、最終的に、はい、こちらのほうに置かせて、財政調整基金に積み立てさせていただきたいということで提案させてい

いただきました。以上です。

5 番 田 代 政策推進課長に確認させていただきます。財政調整基金、松田町財政基金条例、その中の、ちょっと書き取り切れなかったんですけども、6条だか何かそのぐらいのところに、別書きがあるというふうなお話だったんですけども、それについてもう一度丁寧に説明してください。

政策推進課長 財政調整基金のですね、条例第6条、第1項、第4号、ここに次の各号の1に該当する場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる規定でございます。この4号は、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるときとなっております。ここがですね、いわゆる財政調整基金の中でですね、やっぱり必要な土地等の処分等が必要になった場合には、速やかにできるということでございます。以上です。

5 番 田 代 ここは私、ちょっと見落としてました。第6条1項4号に、今のお話を私なりに解釈させていただくと、長期にわたる利用する土地を取得するときに、このお金を使えることができるというお話ですね。そうすると、それは理解しました。そうすると、担保があるかどうか、要するに財政調整基金にこの1億9,100万をどんと積んだと。その後、何かあったときに全部使えるんだよと、時間が過ぎてしまったときに。そうではなくて、今、政策推進課長が発言された、こういった担保で、この1億9,100万はここに積むんだよと、そういう事務書類が正確に処理されて、後につながる、そういうものがあれば私、納得します。お答えをお願いいたします。

政策推進課長 まず担保ということなんですけども、ここの担保につきましては、現在あるかということ、まず財政調整基金の財源の確保ですね。いわゆる確保につきましては、基金計画は今現在ございません。ございません。町の総合計画に定めている、財政運営の目標指標というのはございます。これは、いわゆる財政調整基金現在高が、財政、標準財政規模の10%を必ず確保するというふうに定めておりますので、私はこの中で、この3億という中で担保として、これは申し合わせ、事務的な申し合わせも徹底して進めていくという形で今、考えているところでございます。以上です。

5 番 田 代 明確には理解できなかったんですけども、お話の内容、大体理解いたしました

た。町長、仮にね、これ基金積み立てるといのはいいことなんですよ。ただ、ポケットが違うので、今、議論してるんですけどね。そのときに、これ幸いにも付託になりましたから、私、反対討論して反対に回るのではなくて、議論した中でね、皆さんの賛同を頂ければ、その附帯項目、条件付で、この基金はこうなんですよというのを入れたいと思うんですけども、それについて、例えば土地開発基金に入れてしまったら、もう身動きとれない。でも、そういった附帯項目をつけて、財政調整基金に積んで、それで議会の承認得られれば、どうしても災害とかとんでもないときは使えると。そのようなこともありかなと思うんですけども、ただし、そういったことがないときはね、この1億9,100万円というのは、やはり担保期間はある程度もう残しておいていただきたい。そんなような考えがあるんですけども、町長いかがでしょうか。

町長 先ほどの鈴木政策課長から、推進課長から話あったように、今、基金をですね、どういった格好で活用していくのかという、基金の計画はないです。ないので、それをしっかりと作ってですね、この実際のところ、すぐこの約1億9,100万円を使うというようなことは考えていませんし、ただ、担保という部分でいくと、先ほど言われてるような議会の…担保という前にか、ごめんなさい。担保という前に、実際この調整基金を使うときは、1円からでも皆さんの承諾を得ないと使えないので、その都度ですね、皆さんたちが御健在で議会にいらっしゃるということを前提に物事を言っちゃいけないでしょうけども、そういったものもいろいろ考えつつですね、お互いで申し合わせ、何だろうな、やっぱり議事録にしっかり残すような格好で、このお金はこういうお金なんだよということを、我々も当然認識した中で運用をしていきたい、運営をしていきたいということを思いますし、議会の皆さん方もそういった点で附帯事項なり何なりつけていただいでですね、やっていただけるのも、それは一つの方法だというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 幸いこれ付託で、これから議論する内容なんでね、また私の持論はひとつ置いておいて、議員の皆さんと議論した中でね、その方向について私なりに答えを出したいと、そのように考えます。以上終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)は、一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、付託の上審査することに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正副委員長など必要な事項を決定するようお願いいたします。決定しましたら議長まで報告願います。

暫時休憩します。(14時30分)

議長 それでは休憩を解いて再開いたします。(14時35分)

一般会計補正予算審査特別委員会の構成、委員の報告がありました。読み上げます。

委員は議長を除く議員11名です。委員長は寺嶋正君、副委員長は中野博君です。一般会計補正予算審査特別委員会の構成、委員会委員、及び正副委員長を選出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員の方は、令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)について審査をよろしく願います。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願います。

議長 暫時休憩します。町長以下職員は自席で待機してください。(14時36分)

議長 休憩を解いて再開します。(16時57分)

お諮りします。休憩中に一般会計補正予算審査特別委員会委員長より、一般会計補正予算(第10号)審査特別委員会報告書の提出がありましたので、この議案を追加日程第2として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。「議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算（第10号）一般会計補正予算審査特別委員会報告」を、追加日程第2として追加してください。

事務局は議案を配付してください。

（資料配付）

お諮りします。この議題が終わるまで、延会してよろしいでしょうか。延長してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。